

西条市職員採用候補者試験の実施について

令和 6 年度西条市職員採用候補者試験を次のとおり行います。
この試験は、令和 6 年度に実施する他の日程・試験区分と併願して受験することはできません。

令和 6 年 8 月 1 日

西 条 市

1 試験の職種及び採用予定人員

試 験 区 分		採用予定人員
一般事務職	初 級	3 人 程 度
消防職	初 級	若 干 名
土木技術職	初 級	若 干 名
建築技術職	初 級	若 干 名
保育士・幼稚園教諭職		若 干 名

(注 1) 職種は、一定の条件のもとで
任意に転換することがあります。
(注 2) 採用予定人員は、変更する場
合があります。

2 受 験 資 格

- (1) 次の(ア)から(エ)に該当しない者
- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 西条市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - (ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 日本国籍を有する者

(3) 西条市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当する者

試 験 区 分		学 歴 及 び 条 件	年 齢
一般事務職	初 級	ア又はイの要件を満たす者 ア 短期大学・高等専門学校若しくはこれらと同等と認められる学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※ イ 高等学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※	【短大等を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者】 平成10年4月2日以降に生まれた者 【高等学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者】 平成12年4月2日以降に生まれた者
消防職	初 級		
土木技術職	初 級	ア又はイの要件に加えて、土木に関する専門課程を修了した者又は令和7年3月に修了見込みの者 ア 短期大学・高等専門学校若しくはこれらと同等と認められる学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※ イ 高等学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※	
建築技術職	初 級	ア又はイの要件に加えて、建築に関する専門課程を修了した者又は令和7年3月に修了見込みの者 ア 短期大学・高等専門学校若しくはこれらと同等と認められる学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※ イ 高等学校を卒業した者又は令和7年3月に卒業見込みの者※	
保育士・幼稚園教諭職		保育士及び幼稚園教諭の資格の両方を有する者又は令和7年3月末までに資格取得見込みの者	平成元年4月2日以降に生まれた者

※初級の職については、4年制大学を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者は受験できません。

3 試験の期日、場所等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験の期日、場所及び合格発表

区 分	期 日	場 所	合 格 発 表 予 定
第1次試験	令和6年 9月22日(日)	西条市役所本庁 5階大会議室他	令和6年10月初旬 市役所前掲示板、西条市ホームページに掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	令和6年10月中旬の予定ですが詳細は第1次試験合格者に通知します。		令和6年11月初旬 市役所前掲示板、西条市ホームページに掲示するほか受験者に通知します。

(2) 試験の方法

ア 第1次試験

全試験区分	S P I	公務員としての必要な能力及び資質について筆記検査を行います。
-------	-------	--------------------------------

イ 第2次試験

全試験区分	(ア) 口 述 試 験 主として人物について面接による試験を行います。 (イ) 体 力 試 験 実技試験により行います。 ※体力試験は、消防職に実施します。 ※体力試験中の負傷等に対する責任は負いませんので、十分注意してください。
-------	--

(3) 出題分野

S P I 職務遂行に必要な総合的な基礎能力（言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力）

(4) 試験結果の通知について

区 分	通知内容	対象者
第1次試験 及び 第2次試験	総合得点及び総合順位	全 員

4 合格から採用まで

- (1) この試験は、採用候補者となるための試験であって、合格した者は採用候補者名簿に登録され、職員に欠員が生じた都度このうちから採用を決定します。この採用候補者名簿は、原則として令和7年4月以降の採用に対するもので、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間が有効です。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。

5 給 与

(1) 初 任 給

初 級 1 6 6 , 6 0 0 円

保育士・幼稚園教諭職 1 7 9 , 1 0 0 円

※学歴、職歴により上記の初任給に加算される場合があります。

(2) 諸 手 当

期末勤勉手当のほか、該当者に対して扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

6 受 験 手 続

申込方法	インターネットによる申込み 西条市ホームページの「職員採用」から「西条市採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。なお、申込みの際はホームページ掲載の「インターネット申込利用案内」を確認しながら手続を行ってください。
受付期間	令和6年8月2日(金)午前9時から 令和6年8月19日(月)午後5時まで（期間中24時間申込可能） システムの保守・点検等を行う場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、又は制限を行うことがあります。 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込みをしてください。 上記のほか、使用される機器や通信回線上の障害等による申込みの遅延等には一切の責任を負いませんので、ご注意ください。
事前準備	1 パソコン又はスマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。） ＜推奨環境について＞ Google Chrome 最新版・JavaScript が使用できる設定であること。

	※ 推奨環境ではない場合、本システムによる申請ができないことがあります。 ※ 「Internet Explorer」は、本システムに対応していません。 2 本人のメールアドレス ※ 「saijo-city.jp」「bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。 3 PDF ファイルを読むためのソフト 4 受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可） 5 顔写真のデータ ※ 申込前 6 か月以内に脱帽・上半身正面向きを撮ったもので本人と確認できるものとします。登録可能なデータサイズは最大 3MB です。
申込手順 ※ 事前登録と本登録の 2 段階方式	1 西条市ホームページ (https://www.city.saijo.ehime.jp/) の「職員採用」にある「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、メールアドレス等を事前登録し、個人 ID とパスワードを取得してください（個人 ID とパスワードは、受験票の印刷等、以後の手续に必要ですので、必ず控えておいてください。）。 2 事前登録完了メールを受信後、メールに記載された URL にアクセスし、マイページから受験者情報等を「本登録」してください。 3 本登録完了メールを受信し、申込完了となります。なお、本登録後 24 時間以内に完了メールが届かない場合は、職員厚生課に電話でお問い合わせください。 （☎直通 0897-52-1208（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日（以下「土日祝日」という。）を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）） <u>※ 令和 6 年 8 月 19 日(月)午後 5 時までに本登録が完了していない場合は、受験することができません。</u> ※ 本登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力し直す必要がありますのでご注意ください。 ※ 申込みの受付期間中であれば「職種」以外の内容を変更することができます(職種を変更する場合は、再度別の職種から申込みをしてください。）。 ※ 本登録の完了後、記入不備等により、職員厚生課から電話又はメールで連絡する場合があります。
受験票	申込みの受付期間終了後、令和 6 年 8 月 30 日(金)までに「受験票交付のお知らせ」に関するメールを送信しますので、確認後、マイページにログインし、受験票を印刷してください。印刷した受験票は、記載されている事項を確認の上、申込者本人が署名し、切り取り線で切り離して、試験会場に必ず持参してください。持参していない場合は受験できません。

※ 原則インターネット申込み以外の申込みは受け付けできませんが、インターネットによる申込みができない特段の事情がある場合には、令和 6 年 8 月 9 日(金)までに職員厚生課に電話でお問い合わせください。（☎直通 0897-52-1208（土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。））

7 そ の 他

受験手続その他のお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒793－8601 西条市明屋敷 164 番地

西条市総務部職員厚生課

電話 (0897) 56－5151 内線 2147・2146

FAX (0897) 52－1200

E-mail shokuinkosei@saijo-city.jp

西条市HP <https://www.city.saijo.ehime.jp/>